

意見陳述書

平成21年7月24日

原告 須藤 武史

私は4年8ヵ月の間、日本レストランシステム株式会社が経営する洋麺屋五右衛門錦糸町テルミナ店でアルバイトとして働いてきました。

その間私が経験したことを話したいと思います。

私の働いていた職場は、おおよそ2分間に1人お客様が入ってくるというお店で、必要最低限の人員配置しかされないため、秒単位で動くことを要求されました。その中で、私は調理、接客、食材管理、発注業務、売り上げ計算、新人教育、クレーム対応など、お店の営業に関わること全般を行い、正社員のいない日は代わりに責任を負って働いていました。これはある程度、ベテランになればどのアルバイト社員でもやることです。

しかし、私たちアルバイト社員には交通費は出ません。正社員には支給しているのに、です。

交通費を出さない理由として会社は、以前に不正受給があった、自宅以外から出勤してきた場合はどう計算するのか。交通費を出さないぶん時給を高く設定してある、頑張っって仕事を覚えれば昇給すると言っていました。しかし、同じビルの他の飲食店と比べても、私たちの時給は決して高くはありませんし、私は4年8ヵ月働いていましたが、上がった時給は60円でした。

私たちアルバイト従業員は、有給休暇も取れませんでした。有給休暇について会社はこう言っていました。「会社としてはダメとは言えないが、

取ってほしくない。権利を主張する前に義務を果せ。他の学生アルバイトや主婦の人も取りたいと言って来たらどうするのか。お店や他の従業員にも迷惑が掛かる、そういう事も考えて欲しい。」。なんとも、おかしな話です。

おかしな事はまだあります。少しでも暇になると仕込みや発注をしなければならぬ時間にも関わらず、休憩に出されてしまいます。これは休憩時間を取らせて時給支給を低くし、お店の人件費を少しでも少なくするためです。一方で、大抵のアルバイトはタイムカードを切った後でも毎日のように、数十分仕事をしています。私自身も、取りたくもないのに一日に3時間半も休憩を取ったこと、なのに1時間早く来て仕事をしたこと、皆が帰ったあと終電間際まで残って次の日の仕込みをしたことがあります。

何故こんなことになるのでしょうか。

それは、会社の人件費圧縮政策に原因があります。会社は、それを可能にする制度をいくつか導入しています。長時間労働を可能にしている「名ばかり管理職」、無理矢理過剰な競争に駆り立てる「成果主義賃金」、そして、本件で問題になる、賃金の不当な不払いの制度である、「変形労働時間制度」です。

そして、会社は、人件費をできるだけ少なくするよう日夜現場に圧力をかけるのです。

その結果、まずは正社員の過酷な労働実態を産みます。私が見聞きした事の一部でも、子供の生まれる日や子供の手術の日に休めない人。鬱や神経症になって辞めていく人。ご飯がノドを通らずにみるみる痩せて一月で15キロ体重が落ちた人。円形脱毛症になり休職する人。ヘルニアになり休職する人。自腹で厨房のタイルを直せ、書類のコピー代を出せ、発注ミスを補填しろ、など上司から無茶苦茶な要求をされている人。何処其処の

店長は使えない、誰々はバカで足を引っ張られて困るなどの中傷、といったことがありました。

正社員の労働実態が過酷なため、そのしわ寄せが立場の弱いアルバイトにくるのです。アルバイトは思いやりの気持ちや責任感、慣習などから、就業前、就業後、休憩時間中にも仕事をします。正社員は自分が生き残るために、申し訳ないと思いつつも、アルバイトに甘えアルバイトを利用します。

こうした背景のもとに 10% 経常利益があれば優良企業とされる外食産業において、06、07 年度には実に経常利益を 21% にしました。会社は、社長がテレビに出たり本を出版したりするくらい利益を上げているのです。

私たち働く者は、一体誰の為に、何のために仕事をしているのでしょうか。

私は、自分が不利益を受けた「変形労働時間制度」の問題を告発し、労働者の生活と人権の犠牲をもとに会社が利益を上げる現状を少しでも変えたいと考えました。変形労働時間制度はそもそも、例えば公共交通機関のような、時間や時期によって業務の繁閑が必然的に生じる業務に対応する必要があるから設けられた制度だと聞きました。しかし、私たちのような外食産業で、シフトを組み時間で区切ってアルバイトする者にとっては、多忙な時間帯にシフトを多めに設定すれば良いだけのことで、変形労働時間制度を導入する必要は全くないと思います。これは、単に、難しい制度を導入して、労働者に正しい賃金を支払わないシステムです。ですから、私は、労基署への申告なども行い、会社にこの制度の撤廃、是正を求めてきました。しかし、会社は、いまだに、自分の非を認めようとしませ

ん。

しかし、です。この裁判で問題にしている変形時間労働制について私は何の説明も受けていません。なぜ一日 12 時間働いても時間外手当が支払われないのか分からないのです。

利益を上げるためなら、職場がどんな状態になっているのか知ろうともしない、働いている人間の心や体がどうなろうと構わない、働いている人が知らなければ法律を守らない。日本レストランシステムという会社の姿勢がこの変形時間労働制の不当な運用に現れているとおもいます。

私はこの裁判を通じて、変形時間労働制を悪用しパートタイム労働者の時間外手当の支払いを免れる。こんなことを許してはいけないと社会に訴えていきたいです。

以 上